

## 京丹波町告示第6号

### 京丹波町食のキャラクターの使用に関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、京丹波町の食の魅力を町内外へPRするため用いる京丹波町食のキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、町が定めた食のキャラクターの基本デザイン（別図）及びその展開デザインをいう。

#### (キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターのデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）は、全て京丹波町に帰属する。

#### (使用の許可申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ京丹波町食のキャラクター使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (2) 町及び町観光協会が業務に関し使用するとき。
- (3) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他町長が適当と認めたとき。

#### (使用許可等)

第5条 町長は、前条の規定による使用許可申請があった場合、その内容を審査の上、キャラクターの使用の可否を決定し、京丹波町食のキャラクター使用許可・不許可通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用を許可しないものとする。

- (1) 本町及びキャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (6) キャラクターそのものを商品として販売し、又は販売しようとするとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、キャラクターを使用することが著しく不相当であると町長が認めるとき。

3 町長は、第1項に規定するキャラクターの使用を許可する場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 町が定めた形、色等の規格に沿って使用し、デザインの改変をしないこと。
- (3) 第5条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (4) キャラクターの使用前に当該使用に係る物件の完成見本を、速やかに町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (6) 使用対象物件に「京丹波町食のキャラクター 味夢くん」の表記を付すこと。ただし、当該表記を付すことが困難な場合は、「京丹波 味夢くん」の表記を付すこと。

(使用内容の変更許可等)

第8条 使用者は、キャラクターの使用内容を変更しようとするときは、京丹波町食のキャラクター使用変更許可申請書（様式第3号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、キャラクターの使用内容の変更の可否を決定し、京丹波町食のキャラクター使用変更許可・不許可通知書（様式第4号）により、その旨を申請

者に通知するものとする。

3 前項の許可にあたっては、第5条第2項及び第3項の規定に準ずるものとする。

(使用許可の取消し等)

第9条 町長は、使用者が次の各号に該当するときは、キャラクターの使用許可を取り消すとともに、京丹波町食のキャラクター使用許可取消通知書(様式第5号)により、使用者にその旨を通知するものとする。

(1) この要綱に基づく規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

2 使用許可を受けずにキャラクターを使用した場合、又は前項の規定により町長が使用者に対しキャラクターの使用許可を取り消したにも関わらず、その使用を中止しない場合、町長は、著作権法その他の法令の規定に基づき、その使用の差止め等の請求を行うものとする。

(責任の制限)

第10条 町は、前条の規定による使用許可の取り消しにより使用者に生じた損害について、その責めを負わない。

2 町は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第11条 キャラクターの使用により、使用者が町に損害を与えたときは、町は、使用者に対し当該損害の賠償を請求することができる。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成24年2月20日から施行する。

別図（第2条関係）

